

「外国人観光客の滞在型観光の形成に向けたモニター調査業務委託」  
プロポーザル仕様書

1 業務名

外国人観光客の滞在型観光の形成に向けたモニター調査業務

2 業務目的

外国人観光客の旅行形態は、団体旅行から個人旅行へ変化しており、公共交通を活用したスムーズな移動など、これまで以上に個人で訪れる外国人観光客を対象とした受入環境の整備が重要になっている。また地域ならではの体験型観光へのニーズも高くなっている。

このような新しいニーズに対応するため、外国人観光客の視点から交通アクセス、案内表示、施設整備等の受入環境整備の総合的な検証を行う。

3 契約予定期間

契約締結日から平成29年3月28日まで

4 見積もり限度額

1,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 業務概要

外国人観光客の視点にたった調査を行うためのモニターを選定し、関西国際空港を起点とした周遊ルートの設定及び観光地の受入環境整備調査を実施すること。なお、モニターの選定、行程等については、以下の条件のもと設定することとし、モニターツアーの実施前に県と事前協議を行うこと。

(1) モニターツアーの条件

ア. モニター

- ・ 想定する外国人観光客は、以下の①②を必須とする。なお、別途、新たな追加提案も受けるものとする。

- ①：中国語（繁体字）を母国語とする20代女性。アクティビティと海に関心が高い。日本には何度か来たことがある。

- ②：英語を母国語とする30代男性。文化、歴史に関心が高い。日本には初めて来た。

- ・ 想定する外国人観光客の視点にたって、それぞれ案内表示、施設整備、交通アクセス等の受入環境整備の状況を調査し、適切な意見・アドバイスを行うために必要な知見を有する者を提案すること。なお、モニターは日本国外で教育を受けた方であることが望ましい。

イ. ルート設定

- ・ 県内の宿泊施設を利用して、原則4泊5日以上滞在中であり、田辺市以南を中心としたルート設定を提案すること。

- ・ 想定する外国人観光客の嗜好に合わせて1ルート以上設定すること。

ウ. 訪問（調査）場所

- ・ 原則、県多言語ウェブサイト「Visit Wakayma」に掲載されている観光

施設、店舗等を訪問（調査）すること。

- ・ 県内初の消費税免税手続きカウンター「紀州梅酒で乾杯。」（田辺市）及び周辺の商業施設への訪問（調査）を含むこと。
- ・ 路線バスの利用拠点となる紀伊田辺駅前、白浜駅前、新宮駅前、紀伊勝浦駅前、那智駅前、熊野本宮大社前のバス乗り場を調査（訪問）すること。
- ・ 県内の観光案内所（主として JNTO 認定外国人観光案内所）を複数訪問（調査）すること。

#### エ. 体験型観光

各ルートには、以下をそれぞれ含めること。

- ・ 体験ダイビング（白浜町）、カヌー体験（古座川町）、トルコランプづくり体験（串本町）等の体験メニューを少なくとも1つ実施すること。
- ・ 熊野古道ウォークのうち、①牛馬童子像～継桜王子、②発心門王子～熊野本宮大社、③大門坂～那智の滝)のいずれか1つを実施すること。  
なお、英語を母国語とするモニターについては、高野・熊野特区通訳案内士を利用すること。

#### オ. 移動方法

- ・ 原則として公共交通（バス・鉄道等）を利用すること。

### (2) 調査の項目

以下については、それぞれチェックシートを作成して必ず調査を行うこととし、調査の項目、調査の方法について提案すること。

なお、「交通拠点駅・二次交通」の利便性については重要な調査項目とし、特に（1）ウの路線バスの利用拠点には、複数のバス事業者（明光バス、龍神自動車、熊野交通、奈良交通）が乗り入れていることから、各バス事業者における乗り場・バス停・車内等での案内表示の違い、乗り継ぎの利便性等については必ず調査項目に含めること。

また、トイレ、W i - F i、多言語案内看板、A T M・両替機等についての調査も含めること。

ア 交通拠点駅・二次交通

イ 観光案内所（関西国際空港を含む。）

ウ 飲食施設、商業施設（免税店等）

エ 宿泊施設

オ 体験型観光

### (3) モニター調査の分析・報告

モニター調査で得られた調査結果を基に、既存の外国人観光客に関するデータ（例：地域経済分析システム（RESAS（リーサス））、宿泊旅行統計調査）等も活用して整理・分析のうえ報告書にまとめること。

### (4) 実施体制等

ア 業務性質を鑑み適任者を配置すること。

イ 業務従事者を明記した体制を示す書面を県に提出し、業務従事者のうち1名を作業責任者として指名すること。なお、作業責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

## 6 成果品

### (1) 提出書類

- ・受入環境整備調査レポート

なお、提出書類の体裁、とりまとめ方法等については、和歌山県担当者と打合せのうえ作成すること。

### (2) 提出媒体及び部数

- ・紙媒体および電子媒体（CD-R等） 2部

### (3) 成果品の納入場所

- ・和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課  
(640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1番地の1)

## 7 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県担当課と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県担当課と協議のうえ決定すること。
- (3) 本業務により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。
- (4) 本業務により知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を取得した場合は、この事業の目的以外には使用してはならない。これは受託期間終了後も同様とする。
- (5) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、和歌山県の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。